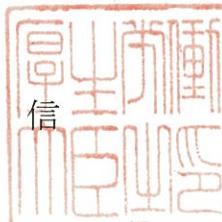


厚生労働省発医政第13号
令和元年9月13日

公益社団法人 日本小児科学会 会長 殿

厚生労働大臣

加藤 勝



令和2年度専門研修プログラム等に対する意見及び要請書

標記につきまして、貴学会が令和2年度専門研修プログラム等を定めるにあたり、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項に基づき、新たな専門医制度の適切な運用及び医師の地域偏在、診療科偏在の解消など医師偏在対策を一層推進するため、貴学会におかれましては、別添の意見を反映し要請が実施されますよう、各項につき検討いただき、今後の対応につきまして回答をお願いいたします。

なお、当該意見及び要請につきましては、同法第十六条の八第二項に基づき、各都道府県知事から聴取した意見を踏まえたものであることを申し添えます。

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本小児科学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の八関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳密に遵守すること。また、医師少数区域等への従事要件がある地域枠医師および自治医大出身医師について、従事要件の有無および内容を必ず確認した上で、シーリングの対象外とすること。
- (2) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- (3) 連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関するこ (医師法第十六条の九関係)

- (1) 地域枠医師や育児や介護と研修を両立する医師等のために、カリキュラム制を整備し、日本専門医機構に申請を行うこと。またカリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。
- (2) 都道府県内で複数プログラムを持たないことについては、人口や病院数等の地域の実情、及び教育レベルの維持の観点等から個別に検証すること。